

地域と連携した砂防施設の利活用の取り組みについて

国土交通省 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 鈴木 啓介^{※1}、近藤 栄一 ^{※1}
一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構 ○渡邊 尚、村上 治
^{※1}令和3年度時点の所属

1. はじめに

大源太川第一号砂防堰堤は信濃川水系魚野川の支川の太源太川に昭和14年に整備された石積粗石コンクリート造のアーチ式堰堤で、わが国における最初期のアーチ式砂防堰堤の1つとして価値が高く評価され、登録有形文化財や土木学会の選奨土木遺産にも選定されている。

大源太川第一号砂防堰堤は、施設の機能・性能の維持のため平成28年度より補強工事が行われ、本体工事については完了を迎え、現在、仮設備等の撤去工事が行われている。



上流腹付けが完了した大源太川第一号砂防堰堤

大源太川第一号砂防堰堤は全ての工事完了後、その周辺部を含め地域活性化資源として利活用されることが、地元地域から強く期待されている。本報告では、補強工事と並行して検討が続けられている地域活性化に資する利活用の取り組みについて紹介する。

2. 利活用推進に向けた課題

大源太川第一号砂防堰堤の利活用にあたっては、施設の持つ土砂災害の発生を契機として設置された堰堤の意義や役割、竣工時及び補強工事時に用いられた土木技術、それらを含む文化的価値を広く後世に伝えることが重要である。

また、堰堤設置により創出された大源太湖と「東洋のmatterホルン」と称される大源太山を含めた周辺の景勝地一帯は「大源太キャニオン」と呼ばれ多くの方が来訪している。工事完了後は更に多くの来訪者が見込まれるため、地域活性化資源として安全に利活用が行われるよう、継続的に対応を図ってゆくことが重要である。



大源太湖周辺の豊かな環境

2.1 価値を伝えるための工夫

大源太川第一号砂防堰堤は文化財砂防施設であり、その利活用においては、以下に示すように施設の持つ価値を十分に考慮しつつ活用を図ることが求められる。

① 学術的な価値

大源太川第一号砂防堰堤は、施工当時の技術、材料、工法、設計思想等に係る学術的価値を有しているため、利活用の検討にあたり、砂防施設として果たしてきた役割と施設に用いられた技術の周知を考慮する必要がある。

② 景観・環境的な価値

大源太川第一号砂防堰堤は土砂災害の発生を契機に設置された施設であり、大源太湖の創出とあいまって豊かな自然の創出の礎となっている。この景観・環境は地域の貴重な資源であり利活用にあたり、その優れた景観・環境の価値を最大限に引き出す方法を検討するとともに、周辺整備のための新たな施設の建設を検討する場合は、施設の文化的価値が損なわれないよう十分配慮する必要がある。

③ 広報的な価値

大源太川第一号砂防堰堤が周辺地域の安全性向上と近代化に果たしてきた役割を、地域住民をはじめ広く一般に伝え続けることが重要である。この取り組みにより、地域に大源太川第一号砂防堰堤と、それによって保全された周辺環境、景観に対する住民の愛着と誇りにつながり、ひいては住民の砂防事業に対する関心・理解が深められることになる。

これら大源太川第一号砂防堰堤が有する3つの価値を考慮した利活用にあたっては、施設の存在の周知からはじまり、最終的には維持継続に至る段階的な取り組み(図1)が必要である。

また、この取り組みに関して、具体的な施策の例を段階毎かつハード、ソフト別に示せば図2の通りであるが、実現においては施設管理者である湯沢砂防事務所と利活用主体となる湯沢町との協力・連携が必要不可欠である。

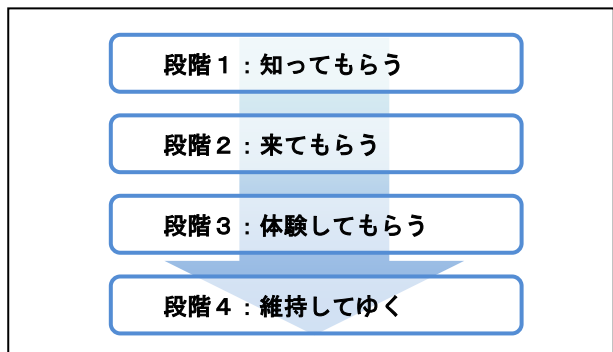


図1 利活用における段階的な取り組み

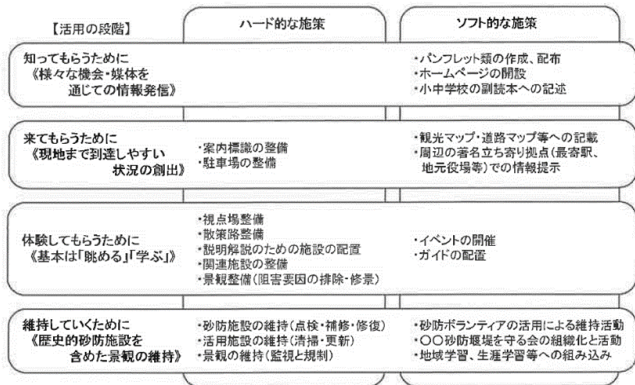


図2 段階毎なハード・ソフト別施策の例

2.2 利活用に伴う安全確保に向けた対応

大源太川第一号砂防堰堤及びその周辺部には様々な利活用目的をもった不特定多数の来訪者が訪れることになる。そのため、利活用の実施に先立ち、利活用の形態(利活用の場所、利活用の内容、参加者の年齢・性別、参加人数の多寡、等)と利活用実施に伴う事故発生の場合の責任追及の可能性に関して、法的な根拠を整理しておくとともに、事故防止に必要な対策を検討・実施し、来訪者の安全を確保することが重要である。

過去の土木構造物の利活用に伴って発生した事故の判例を分析した結果、図3に示す観点から責任の有無を判断されていると考えられる。

今後の大源太川第一号砂防堰堤及びその周辺部の利活用においては砂防施設を所掌する湯沢砂防事務所と遊歩道等を含む利活用資源を所掌する湯沢町は、各々の所掌における安全確保対策に加え、協働で実施可能あるいは効果的な対策についても連携を図り、取り組むことが望ましい。

観点1：公の営造物

- ・国または地方公共団体が設置管理の主体である
- ・公の利用に供されていること
- ・その他

わが国の国家賠償は主として国家賠償法により行われており、道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた時は、国または公共団体はこれを賠償する責に任ずる。

観点2：通常有すべき安全性

- ・過去における同様の事故の発生
- ・利用者数の多寡
- ・利用者の性質
- ・事故防止措置
- ・危険の性質
- ・その他

公の営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態において、かかる瑕疵の存否は、当該営造物の構造、用法、及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断される。

観点3：予見可能性と結果回避可能性

○予見の可能性
事故の原因(雪崩、落石、落枝、天候異変等)が、通常人を基準として予見可能であったどうか。

○結果回避可能性
「予見」にもとづいて行うべき適切な対応が取られたかどうかという点。例えば危険が予想される状況下で事故を回避する注意をすべきであったかどうか。

図3 利活用に伴う事故の管理瑕疵判断の観点

3. 継続的な安全な利活用推進に向けた取り組み

利活用の実施ならびに利活用に伴う安全確保のいずれにおいても、湯沢砂防事務所と湯沢町を含む利活用関係機関の連携・協働が必要不可欠となるため、湯沢砂防事務所では平成30年度より、湯沢町と協働で利活用関係機関をメンバーとするワーキング会議を開催し、今後の利活用のあり方について検討を行った。また、ワーキング会議での検討趣旨を踏まえ、湯沢砂防事務所と湯沢町が大源太川第一号砂防堰堤の補強工事の完了後の継続的かつ安全な利活用実現に向けた課題の周知、検討、解決の場として、令和4年3月に、「大源太砂防設備他利活用協議会」を発足した。

表1 協議会の令和4年度の活動予定(要約)

実施事項	具体的な内容
○安全点検パトロールの実施	・毎年原則として、雪解け後、夏休み前、秋の紅葉期前に安全確認を実施。 ・湯沢砂防で実施している安全利用点検など既存の枠組みを活用。
○利活用促進と安全確保に関する取り決め	・利活用の促進に向けて、その安全確保に必要なとなる施設管理、安全対策等の運用ルール及び役割分担等を取り決める。
○利活用主体に対し安全砂防講習会を開催	・利活用の際に案内人となる人を対象とした安全確保に向けた講習会。
○砂防施設見学会の実施	・学校や地域、観光関係者等を対象とした砂防関係施設等の見学会。
○大源太川第1号砂防堰堤等の利活用関連情報発信関連	・案内看板や注意喚起看板の情報共有と整備、リーフレット、砂防カード等の整備。 ・安全点検パトロールや講習会、見学会では周辺事業者へ参加を呼びかけ。

また同日、湯沢砂防事務所と湯沢町が継続的な安全な利活用の実現に向け協働で取り組むことについて、調印が行われた。



湯沢砂防事務所長と湯沢町長による調印

4. おわりに

湯沢砂防事務所と湯沢町は大源太川第一号砂防堰堤及びその周辺部を地域活性化資源として安全かつ継続的に利活用してゆくため、協議会の形で利活用組織を発足させるに至った。

今後は協議会での活動を通じ、実際の利活用における新たな課題の抽出と対策の検討、関係機関や地域との連携・協力の在り方について、適宜、見直し・更新を継続することが必要不可欠である。